

(一財)食品産業センター 環境委員会 NEWS

No. 7 9

平成30年2月26日発行

<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/committee/index.html>

(一財)食品産業センター環境委員会 事務局 加藤・渡邊

TEL:03-3224-2384 / FAX:03-3224-2398

Mail : m-kato@shokusan.or.jp

=====

賛助会員各位

日頃より(一財)食品産業センター 環境委員会の活動にご理解とご協力賜り誠にありがとうございます。

配信記事

容器包装リサイクル制度に係る再周知のお願いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、添付資料のとおり、関係省庁連名で容器包装リサイクル制度の周知のお願いについて要請が来ております。

つきましては、会員企業等への周知文書の発出又は会員向け機関誌への掲載等により広く制度の周知にご協力いただければ幸いです。

参考までに、会員企業向け文書（別添1）及び機関誌向け資料（別添2）を添付いたします。

※環境委員ニュースは、メール又はFAXで配信しています。FAX版は、添付資料等により送付数が多くなることや、内容を当方より指定させていただいたURLにて別途ご確認をお願いすることがございます。そのため、出来るだけメール配信といたしたく考えます。現在、FAXで配信させていただいている方で、メール配信にご変更いただける方は、事務局までご連絡をお願いします。

(別添1)

会員企業向け

平成 30 年 月 日

会 員 各 位

〇〇業界団体
会長 〇〇 〇〇

容器包装リサイクル制度に係る再周知について

大寒の候、貴社おかれましては益々、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より容器包装リサイクル制度の円滑な運営にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

経済産業省が所管する産業構造審議会と環境省が所管する中央環境審議会において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行状況に関する報告書が平成 28 年 5 月に取りまとめられ、その中で「容器包装リサイクル法が公布されてから 20 年目にあたり、改めて法の広報活動を行うことで、法の目的と共に広く義務履行を働きかけるべきである。その際、業界団体を通じた包括的な広報や指導について検討すべきである。」ことが示されました。

ご承知のとおり、容器包装リサイクル法では、消費者、市町村及び我々事業者にそれぞれ責務や義務が定められており、会員企業の皆様は適切に履行されているものと考えております。

つきましては、別添の資料をご覧ください、改めて容器包装リサイクル法に定められた事業者の責務と義務を確認され、引き続き、適切な履行に努めていただくようお願い申し上げます。

（施行注意）施行時に団体向け文書（写し）及び機関誌向け資料を添付する。

平成 30 年 2 月 22 日

一般財団法人 食品産業センター 御中

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課
財務省理財局総務課たばこ塩事業室
財務省国税庁課税部酒税課
厚生労働省医政局経済課
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

容器包装リサイクル制度に係る再周知のお願いについて

平素より容器包装リサイクル制度の円滑な運営にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

容器包装リサイクル制度については、平成 28 年 5 月に産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合で取りまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）を踏まえて、今後の対応を図っていくこととなりました。

報告書では、「容器包装リサイクル法が公布されてから 20 年目にあたり、改めて法の広報活動を行うことで、法の目的と共に広く義務履行を働きかけるべきである。その際、業界団体を通じた包括的な広報や指導について検討すべきである。」ことが示され、平成 28 年 11 月に関係省庁連名で制度周知のご依頼させていただいたところです。

つきましては、引き続き、制度の周知をお願いしたく、ご多忙のところ恐縮ですが、会員企業等への周知文書の発出又は会員向け機関誌への掲載等により広く制度の周知にご協力いただければ幸いです。

会員企業向け文書（別添 1）及び機関誌向け資料（別添 2）を添付いたしますので、ご活用下さい。

容器包装を利用・製造・輸入する事業者の皆様へ

忘れていませんか？

※1

容器包装リサイクル法 で定めている義務を！

※1 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の減量化や再商品化（リサイクル）などのルールを定めた法律です。この中では消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割が決まられています。

容器包装を利用・製造・輸入する事業者には、以下の責務と義務が定められています。

(責務)

- ・繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制
- ・分別基準適合物の再商品化等の促進

(再商品化義務)

- ・容器包装の利用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存(保存期間5年)
- ・容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）

(排出抑制の促進の義務)

- ・年間50ト以上容器包装を利用した小売事業者は、容器包装の使用量や排出抑制の取組状況の定期的な報告

再商品化義務がある事業者（特定事業者）

容器を利用・製造・輸入する事業者と包装を利用する事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を引き取り、再商品化する義務があります。



容器を利用・輸入する事業者



包装を利用する事業者



容器を製造・輸入する事業者

規模の小さい事業者は、再商品化の義務が免除される場合がありますので再商品化義務の有無を、自己診断してみましょう。 <http://www.jcpra.or.jp/specified/chart/tabid/127/index.php#Tab127>

再商品化の対象となる容器包装

■ ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



■ プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



■ PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上記以外のはプラスチック製容器包装になります。

■ 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



※段ボール、牛乳等の紙パックは対象外です。

※ 複数の素材から作られた容器包装は、もっとも重い素材に分類します。

▲ 業務用に販売されるものは再商品化の対象外です。

再商品化の方法

再商品化には、以下の3つの方法があります。

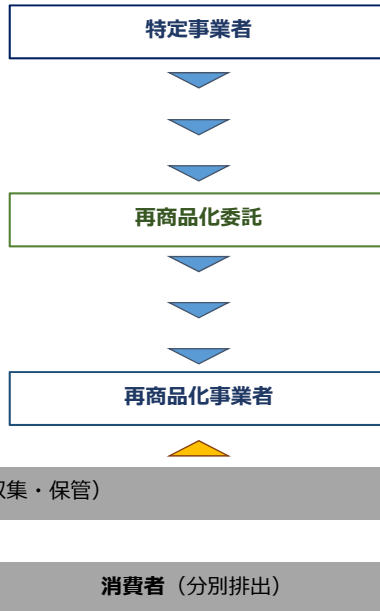
指定法人ルート

指定法人に再商品化を委託する方法です。
委託料金を支払い、再商品化を代行してもらいます。



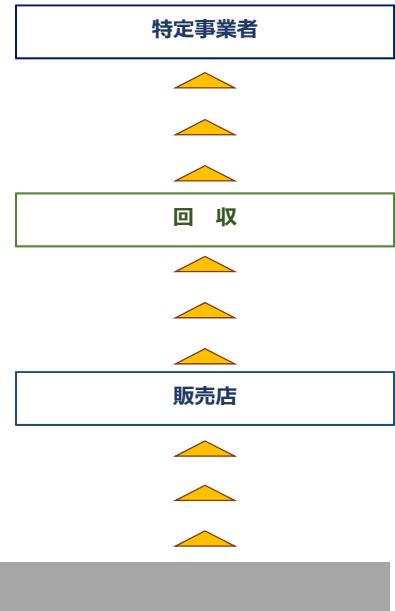
独自ルート

市町村が収集した容器包装廃棄物を事業者自らが引き受け、再商品化する方法です。
主務大臣の認定が必要です。



自主回収ルート

牛乳びんや一升びん等のリターナブル容器等を自ら又は委託して回収する方法です。
主務大臣の認定が必要です。



指定法人ルートとは、

市町村が分別収集・保管した容器包装廃棄物の再商品化を、容器包装リサイクル法に基づく指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に再商品化委託料金を支払うことにより再商品化義務を履行する方法です。**ほとんどの事業者は、この方法を選択しています。**

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 <http://www.jcpra.or.jp/>



HPには、申込手続き、再商品化委託料の算出方法の他、パンフレットや関連の資料等が掲載されています。

■ 再商品化委託申込に関する問い合わせ先

オペレーションセンター TEL : 03-5610-6261
(受付時間 平日 9 : 30~17 : 30 (祝日を除く))

義務を果たさない場合の罰則

事業者が再商品化義務を果たさない場合、右記のプロセスを経て罰金が科されることがあります。

会社名の公表・罰金の適用に加えて、再商品化委託費用の支払いも求められます。

事業者としての義務を理解し、義務履行することが必要です。

主務大臣による指導、助言

主務大臣による勧告

主務大臣による公表

主務大臣による命令

100万円以下の罰金

環境省

経済産業省

財務省

国税庁

厚生労働省

農林水産省